

# 經濟論叢

第138卷 第5・6号

---

企業グループと産業融合……………	下谷政弘	1
現代フランクフルト学派統計学の課題……………	長屋政勝	28
トヨタ自工における委託生産の展開……………	塩地洋	52
西ドイツ共同決定制の形成……………	久本憲夫	78
日露戦争以降の財政・金融構造……………	片山徹	96
<b>書 評</b>		
渡辺利夫著『開発経済学』……………	上田曜子	115

經濟学会記事

經濟論叢 第137卷・第138卷 総目録

---

昭和61年11・12月

京都大學經濟學會

## 西ドイツ共同決定制の形成

久 本 憲 夫

### はじめに

周知のように、ヴァイマル期の経営協議会法は共同決定制を一度は法的に打ち固めた。ナチ期に廃止されたこの法律は、第二次大戦後アメリカ占領地区とフランス占領地区において州経営協議会法という形で復活し、ドイツ連邦共和国成立後1951年モンタン共同決定法・翌52年経営体制法の制定へと進む。

西ドイツの共同決定制はモンタン産業<sup>1)</sup>において新しい質を獲得した。監査役会における労使同数構成と労務担当取締役の被用者代表監査役による選出という、企業の最高意思決定機関への被用者の参加がそれである。単に監査役会の構成が労使同数であるだけではなかった。被用者代表監査役の提案権を組合が握っているという点においても画期的であった。これに反し、経営体制法では被用者代表監査役は全体の三分の一に制限され、労務担当取締役の規定もないばかりか、労働組合の企業内での権利はほとんど認められなかった。西ドイツの共同決定制はこうしたモンタン産業と他産業での共同決定権の不一致という緊張をはらみつづけていく。共同決定論争の再燃は60年代末まで待たねばならないが、ここでもモンタン共同決定法の全産業への拡大を唱える労働組合とモンタン共同決定法の廃止を求める企業家団体の間で論争が戦わされた。この意味で1950年代初頭の共同決定制をめぐる争いは西ドイツ労使関係の基本的な枠組みを定めたものといってよい。

ここで疑問が浮かぶ。モンタン共同決定法が組合運動の全面的な勝利として称揚されるのに対し、経営体制法は完全な敗北とされる。この間わずか15ヵ月。

1) 鉄鋼業と石炭業の総称。

なぜかくもわずかな期間に組合は決定的な敗北を被らねばならなかったのか。急激な変化がこの間に起こったのか。それとも二法の成立には密接な関連があったのか。小論はこの問いに答えようとする一つの試みである<sup>2)</sup>。

## I

1949年5月24日の基本法発効によりドイツ連邦共和国が成立し、8月14日には第1回連邦議会選挙が実施された。労働組合はSPD(社会民主党)単独政権、悪くともSPDとCDU/CSU(キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟)の連立政権を望んでいたが、フランクフルト経済協議会での論戦を通じて両党の対立は決定的となり、CDU被用者翼の努力にもかかわらずCDU/CSUはFDP(自由民主党)・DP(ドイツ党)と連立政権を組む<sup>3)</sup>。SPDが野党に甘んじることによって、DGB(ドイツ労働総同盟)の経済新秩序構想のうち基幹産業の社会化と計画経済は当面実現可能性を失うことになった。そこでDGBは主張の中心に共同決定を据える。そして、この共同決定要求を彼らは使用者団体との交渉により実現しようとした。このDGBの態度は成立間もないアデナウアー政権にとりきわめて好都合だった。強力な共同決定権を求めるCDU被用者翼から一切の労働組合の要求を拒否しようとするDPまで、深い対立を内に抱えていたからである。

労使トップ会談は1950年の1月と3月の二度にわたって行なわれた。交渉結果を要約しておこう<sup>4)</sup>。まず企業外共同決定について。使用者側は連邦経済協

2) 占領期の共同決定をめぐる動き、共同決定に対する諸勢力の基本的立場については、拙稿、戦後期(1945-1952年)西ドイツの共同決定論争、「日本労働協会雑誌」第328号、昭和61年10月を参照。

3) アメリカ軍政府はヘッセン州とヴェルテムベルク＝バーデン州の経営協議会法の一部を発効停止処分にしてしたが、ドイツ連邦共和国成立によってその根拠を失った。アメリカ高等弁務官マックロイは1950年4月7日両経営協議会法を本来の形で発効させた。H. Thum, *Mitbestimmung in der Montanindustrie*, Stuttgart, 1982, S. 39.

4) G. Müller-List, Die Entstehung der Montanmitbestimmung, in: W. Först (Hrsg.), *Zwischen Ruhrkontrolle und Mitbestimmung*, Köln, 1982, S. 131-134; *Der Arbeitgeber*, vom 15. Januar 1950, S. 22; E. Potthoff, *Der Kampf um die Montanmitbestimmung*, Köln, 1957, S. 72; Thum, *op. cit.*, S. 38.

議会の設置には同意したが、商工会議所を労使同数構成に改組せよとの DGB の要求は退けた<sup>5)</sup>。両者の対立が大きかったのは企業内共同決定である。DGB は「鉄鋼業モデル」<sup>6)</sup>を要求し、使用者団体はこれを組合の強大な権力集中をもたらすとして拒否した。なかでも彼らは従業員でない組合役員が監査役になることに強く抵抗した。

3月末に交渉が不調に終わった後も政府は両当事者に対話の再開を働きかける。それは5月24日に実現し、7月初旬まで続く<sup>7)</sup>。いくぶん歩み寄りがみられたものの、両者の隔たりはあまりにも大きかった。使用者側は経営陣と従業員の同数構成による経済委員会の設置には同意したが、DGB の経済委員会への共同決定権付与要求を退け、これを単なる協議の場としようとした。また以前同意したと思われていた連邦経済協議会の権限を諮問に限定するよう主張した。これでは企業外共同決定で合意するわけもない。使用者側にとって妥結する必要はそれほどなかった。これに対し、DGB は明らかにこの交渉に期待をかけていた。政治状況からいって彼らが本来要求する共同決定権の獲得はもはや可能ではなかった。何らかの成果があげられねばならない。交渉は監査役問題に終始した<sup>8)</sup>。監査役提案権については合意に達した。つまり、ふつう被用者代表監査役の提案は従業員が行なうが、組合は「特別の理由から従業員の提案に対して疑念を有する時のみ、提案を行なうことができる<sup>9)</sup>。だが、「特別な理由」が何を意味するか定かではない。経営側にとっては従業員が反企

5) Müller-List, *op. cit.*, S. 132. ただし Thum, *op. cit.*, S. 42 によれば DGB 委員長ベックラーと使用者団体代表のライモントは商工会議所問題についてもひそかに合意していたという。

6) ルール地域の鉄鋼業で実施されていた共同決定制。監査役会を労使同数構成とし、被用者代表は組合が選出した。また被用者代表監査役のみによって選ばれる労務担当取締役を設置した。詳しくは拙稿を参照。

7) Vgl. *Der Arbeitgeber*. vom 1. August 1950, S. 16-22.; Müller-List, *op. cit.*, S. 134. なおこの間に DGB と使用者団体は相次いで彼らの主張を公にした。Vgl. *Der Arbeitgeber*. vom 1. April 1950, S. 21-24.; *Das Problem des Mitbestimmungsrechts. Stellungnahme und Vorschläge der Unternehmerschaft*. o. O., 1950.

8) 経済委員会問題は一步も進展せず、経営協議会の共同決定権も交渉最終日に扱われただけで実質的な話し合いはなされなかった。*Der Arbeitgeber*. vom 1. August 1950, S. 19-21.

9) *Ibid.*, S. 18.

業的な人物たとえば共産主義者や無政府主義者を選んだ場合をさすと考えられるし、労働組合からいえば組合活動に敵対的な人物の場合をさすとすることもできよう。問題は依然として残されていた。監査役会の構成についても組合は新提案を示す。(1)従業員数1000名を越える企業では労使同数、(2)500名以上1000名までの企業では被用者代表は全体の三分の一、(3)500名未満の企業では被用者代表1又は2名、とするのがそれである。だがこれに対する使用者団体の態度は堅く、被用者代表の割合は全体の三分の一以下であるという従来の主張を繰り返したにすぎない。

約6カ月にわたる労使トップ会談が不調に終わったあと、論争は舞台をいよいよ連邦議会に移す。企業内共同決定の法制化に最も熱心なCDU/CSU連邦議会議員団は1950年5月17日アデナウアー政府の反対を押し切って「事業所内被用者の共同決定に関する法案」<sup>10)</sup>(以後CDU案と略す)を連邦議会に提出した。この行動は連立与党FDP・DPのみならず、アデナウアーからも激しい批判をあびる。共同決定問題は連立政権を崩壊させかねないテーマだったのである。党首アデナウアーの反対にもかかわらず提出されたこの法案は企業内共同決定のみを対象とする。要約すれば次のようになろう。(1)監査役会には被用者代表が三分の一以上を占める。被用者代表の候補者は経営協議会と労働組合がたてることができ、従業員が投票で選ぶ。企業外の人物を選ぶことができる。(2)経営協議会は人事的・社会的事項については消極的共同決定権をもつ。経済的事項については協議権のみ。(3)経営協議会と経営側の同数構成による経済委員会を設置する。CDU/CSUはDGBの要求するような企業外共同決定制を否定しており、企業内共同決定制においても労務担当取締役制を認めなかった。だが、CDU/CSUは労使トップ交渉の妥結に期待をかけており、(1)の監査役会構成についてはDGBの妥協案を支持していた<sup>11)</sup>。したがって、DGBがこの

10) Antrag der Fraktion der CDU/CSU. Entwurf eines Gesetzes über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer im Betrieb. *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*. 1. Wahlperiode 1949, Drucksache Nr. 970.

11) *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, 1. Wahlperiode 1949, Stenographische Berichte, 80. Sitzung, 27. Juli 1950, S. 2935.

CDU 案に決して満足していなかったとしても、これを企業内共同決定の最低ラインだとみなしていたように思える。

DGB の要求を連邦議会で代弁したのは SPD である。SPD は1950年7月に DGBの主張に全面的に沿う「経済新秩序法案」<sup>12)</sup> (以後 SPD 案と略す)を連邦議会に提出した。この SPD 案は第1～16条で監査役会の構成・労務担当取締役の選任・経済委員会を扱い、第17～64条で企業外共同決定を規定する。監査役問題などをのぞく企業内共同決定はこの法案の対象ではない。これらの問題は別に経営協議会法として取扱われるべきだった。SPD と DGB はこれを重視していなかった。したがって、CDU案と SPD 案が正面からぶつかるのは監査役会・労務担当取締役・経済委員会の問題のみであり、議論もこれらの点に集中していく<sup>13)</sup>。

連邦議会での SPD 議員の発言は DGB の本来の主張と完全に一致していたが、DGB はこの主張が政治の場でそのまま実現するとはみていなかった。企業外共同決定制の導入は CDU / CSU の拒否にあって、見込みがうすくなっていた。そこで組合には企業内共同決定のみが現実的なものと意識されはじめていた。大企業の監査役選任にさいして組合がどれくらいの発言権を確保しようのか。組合の要求もこの一点に向けられていくのである。

さて、CDU案・SPD案に続いて8月には労働省案が、10月には政府案<sup>14)</sup>が出され、後者は連邦議会に送付された。労働省案は監査役会被用者代表を全体の三分の一とし、その半数まで組合代表が占めうるという内容だったが<sup>15)</sup>、

12) Antrag der Fraktion der SPD. Entwurf eines Gesetzes zur Neuordnung der Wirtschaft. *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, 1. Wahlperiode 1949, Drucksache Nr. 1229.

13) 両法案に対して、他の政党は次のような立場を表明した。FDP と DP は SPD 案のみならず CDU 案にも不満を示し、使用者団体と同じ主張をした。中央党は基本的に CDU 案を支持、他方共産党は東欧型の経済体制を要求し、共同決定法自体を批判していた。 *Stenographische Berichte, op. cit.*, S. 2929-2937.

14) Entwurf eines Gesetzes über die Neuordnung der Beziehungen von Arbeitnehmer und Arbeitgebern in den Betrieben (Betriebsverfassungsgesetz). *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, 1. Wahlperiode 1949, Drucksache Nr. 1546.

15) Vgl. Thum, *op. cit.*, S. 43-49.

FDP・DP の働きかけで生まれた政府案では組合の権利は一層削減され、被用者代表は従業員に限られ、経営協議会の権利も CDU 案に比べかなり削られてしまった<sup>16)</sup>。つまり、この政府案は組合の企業内での影響力を排除しようとする使用者団体の意向に沿っていたのである。使用者団体はこれを高く評価し公然と支持する<sup>17)</sup>。

以後、法案の審議は連邦議会内の経済政策委員会と労働委員会の合同委員会の中で続けられていく。だが、この間にモンタン産業では事態は急展開していた。

## II

1950年10月末、ルール工業地帯モンタン産業の共同決定問題に一大転機が訪れていた。ドイツ連邦共和国建国後も、英米仏三国は1949年9月の占領規約に基づき、企業分割と反カルテル化に関して主権を保持していた。1948年11月の第75号法<sup>18)</sup>は英米占領地区のみを対象としていたので、今や旧フランス占領地区を含む統一的法律が必要となってきた。高等弁務官府はこの法律——第27号法<sup>19)</sup>——を1950年5月20日に制定する。アメリカとイギリスは賛成、フランスは反対だった。ここでも撤収企業の所有関係は確定しなかったが、旧所有者への適切な補償が約束されていた。1950年頃ともなるとアメリカの発言力は圧

16) 政府案第89条第2項は、経営協議会の提案した被用者代表監査役が民主的國家秩序に反する措置のために監査役会での活動を濫用するであろうと労働組合が考えた時に組合は提案リストを出しうると規定する。この条項は共産党系の経営協議会員の排除をねらったものにすぎない。つまり被用者代表監査役の候補者が反組合的であっても組合には提案権はない。なお被用者代表が従業員に限定されるということは、法案本文ではなく法案に添えられた理由説明書 *Begründung* に明示されている。 *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, 1. Wahlperiode 1949, Drucksache Nr. 1546, S. 64.

17) *Der Arbeitgeber*, vom 15. September / 1. Oktober 1950, S. 12-14.

18) この法律はモンタン産業の所有関係についてこう規定する。「軍政府は石炭業と鉄鋼業の所有関係についての最終的決定を、自由選挙で選ばれ住民の政治的意思を表現するドイツ政府にゆだねることを決定した。」 *Die Neuordnung der Eisen- und Stahlindustrie im Gebiet der Bundesrepublik Deutschland. Ein Bericht der Stahlreuhändlervereinigung*. München / Berlin. 1954. S. 319, 329.

19) *Ibid.*, S. 341-358.

倒的であり、旧株主への返還が今や現実的なものとして人々に認識されはじめていた。こうしたなか、連邦経済省は第27号法の施行令草案作成にさいし、旧株主の利害を代表する有価証券所有保護協会（Arbeitsgemeinschaft der Schutzvereinigungen für Wertpapierbesitz）と密接な協同作業を行なう<sup>20)</sup>。草案には株主の利害が強く反映していた。特に所有問題については旧会社株式の新会社株式との交換を認めており<sup>21)</sup>、これはイギリスが終戦直後に主張していた「社会化」が現実味を失いつつあることを示していた。だが、労働組合にとってより衝撃的だったのは、「新会社はドイツ法の規定に従って設立される」という規定だった。これを指して、エアハルト経済相は鉄鋼業で実践されていた「高度の共同決定」の撤廃を示唆した。「高度の共同決定」には何ら法的根拠がなかったのである。DGB の激しい抗議にエアハルトは後にその意図はないと釈明したものの、今やこの問題が法的に確定されねばならないことは誰の目にも明らかであった<sup>22)</sup>。

西ドイツ経済の急速な回復によって、社会化・経済新秩序という DGB プランの実現はますます遠ざかっていたし、労使トップ交渉も不調に終わった今、鉄鋼業の共同決定を死守することが組合にとって何よりも必要だった。組合は戦わねばならなかった。遅くとも1947年以来共同決定権獲得を要求の中心に据えていた金属労組は1950年11月に鉄鋼業モデル防衛にかんする組合員全員投票を行ない96%の賛成でスト権を確立、社会化および鉄鋼業と同じ共同決定権を要求していた鉱山労組も翌51年1月に、93%の支持を得てスト権を確立した<sup>23)</sup>。

20) E. Schmidt, *Die verhinderte Neuordnung 1945-1952*. Frankfurt/M 1970, S. 176 f, 183; Thum, *op. cit.*, S. 62-65.

21) 実質的な旧所有者への返還を意味する。

22) W. Hirsch-Weber, *Gewerkschaften in der Politik*. Köln/Opladen 1959. S. 89, 151-153; Thum, *op. cit.*, S. 63-65; Müller-List, *op. cit.*, S. 136; Schmidt, *op. cit.*, S. 178-181.

23) 第27号法の施行は同法下にあった石炭業にとっても大きな問題だった。鉱山労組はこの闘争においては付随的役割を演じたにすぎず、金属労組と DGB がこれを指導した。鉱山労組は共同決定自体よりも鉱山社会化を中心とする鉱山業再編を重視していた。M. Martiny, *Die Durchsetzung der Mitbestimmung im deutschen Bergbau*. in: H. Mommsen, U. Borsdorf (Hrsg.), *Glück auf, Kameraden!* Köln 1979, S. 397-405.



スト予定日はともに1951年2月1日に設定された。組合の出した戦後最初の強硬方針だった。

このスト決議は各方面に衝撃を与えた。使用者団体はこれを政治ストとして激しく非難<sup>24)</sup>、鉄鋼業モデルを決して認めないと言明した。彼らは、何よりも鉄鋼業モデルが他産業へ波及するのを恐れていた。ところがモンタン産業企業家たちの反応はちがっていた。非コンツェルン系の製鉄企業は従来の鉄鋼業モデルを廃止する考えはなかったし、コンツェルン系・合同製鋼のゾールは11番目の監査役を経営側が占めるという修正案を考えていた。また有価証券所有保護協会会長シュミットも鉄鋼業モデルの石炭業への拡大を支持していたといわれている。彼は旧コンツェルンへの資産返還を至上目的としており、共同決定問題で組合の要求を受け入れることにより組合の抵抗を弱めようと考えていた<sup>25)</sup>。CDU 社会委員会の反応も重要である。ルール地域の社会委員会は12月10日の決議でいう。「政府案はキリスト教系労働者の期待に沿っていない。我々は我々にとって最も重要な問題について労働組合に反対することはない」と<sup>26)</sup>。さらに翌51年1月6日の社会委員会・委員長会議でも鉄鋼業での「高度の共同決定」の維持と原料産業への拡大を要求している。ただ、CDU 社会委員会は DGB のスト戦術には反対し、あくまで「合法的手段」による要求貫徹を求めていることを忘れてはなるまい。

政府は何らかの対応策を示さねばならなかった。モンタン産業のみを対象とする特別法の制定が考えられはじめていた<sup>27)</sup>。だが、鉄鋼業モデルをそのまま法制化することには政府内のみならず CDU/CSU 内にも大きな抵抗があり<sup>28)</sup>、また「組合のスト脅しに屈服する」ことはアデナウアー政府にはできなかった<sup>29)</sup>。DGB は当初からアデナウアーの仲介を期待しており、使用者団体

24) Hirsch-Weber, *op. cit.*, S. 91.

25) Thum, *op. cit.*, S. 75. 26) *Ibid.*, S. 76.

27) *Ibid.*, S. 72-74.

28) 最も抵抗した有力人物はエアハルトだった。

29) アデナウアーはこのストの違法性を繰り返し指摘している。アデナウアーとベックラーの往復書簡は次の文献に印刷されている。T. Pirker, *Die blinde Macht, Die Gewerkschaftsbeweg-*

もそれを望んでいた。そこでいよいよ彼が事態収拾に乗り出す。

1951年1月中旬、アデナウアーは労働組合代表・モンタン企業家代表と相次いで会談した。彼は組合に対しては鉄鋼業モデルに従った法律の制定を約し、企業側にはこれが決して他産業に拡大しないことを強調した。組合・モンタン産業企業家ともこの線で妥協の用意があったが、BDI（ドイツ工業連合）は組合の「政治スト」戦術に激しく反発、妥協は容易に実現しなかった。アデナウアーはBDIに説得をつづけ、重ねて他産業への波及を決して認めないことを約束した。そしてようやく彼らを労使交渉の場に出席させないことに成功した。アデナウアーはモンタン共同決定法の原案を組合とモンタン産業企業家の直接交渉にゆだね、この問題の非政治化を図る。彼はこの問題に介入するのを好まなかった<sup>30)</sup>。モンタン共同決定法は連立政権崩壊の危険をはらんでおり、彼は連立与党FDP・DPから反企業家的だとみなされるのを恐れていたのである。だが、現実には彼がモンタン共同決定法成立に果たした役割は小さくない。このことはアデナウアーと会談しDGBと交渉したモンタン産業企業家が決して使用者団体の代表ではなく、彼の指名した人物だったことからうかがえよう。すでに述べたように、モンタン産業には西側連合国からの撤収企業の返還という特殊状況があり、さらに鉄鋼業では「高度の共同決定」が順調に機能していた。したがって彼らの主張は使用者団体とは異なっていたのである。

DGBとしてもモンタン共同決定法を成立させることが何としても必要だった。これに失敗すれば経済新秩序構想のうち何一つ実現しないだけではない。既成事実たる鉄鋼業の「高度の共同決定」が廃止されてしまえば、組合運動への打撃は測りしれず大きかっただろう。逆に、この法律制定によって対外的にも対内的にも組合指導部の威信を高めることができる。こうした現実的な配慮から、化学労組の要求——化学産業へのモンタン共同決定法の拡大要求——をDGB執行部は拒否し、使用者団体や政府に対し、当面他産業への拡大意志の

*lung in der Bundesrepublik*. Bd. 1, München, 1960, S. 188-195. なお、花見忠「労働組合の政治的役割」1965年 372-380ページも見よ。

30) Thum, *op. cit.*, S. 84, Anm 44.

ないことを表明したのである。

さて、モンタン共同決定法の内容を詰める交渉が1月下旬に組合代表とモンタン産業企業家各5名の間で行なわれた<sup>31)</sup>。争点は二つあった。(1)石炭業の労務担当取締役を他の取締役と同権にするか否か、(2)11番目の監査役をどのようにして選ぶかである。ルール地域の鉄鋼企業では11番目の監査役は受託管理局が指名していたので、(2)の問題が特に争われた。交渉は再び決裂の様相を呈してくる。アデナウアーの介入が再び必要となる。彼は妥協案を提示し、両者はこれを25日に受け入れた<sup>32)</sup>。同日、閣議はこの交渉結果を了承し、これに即した法案の作成を決定した<sup>33)</sup>。これを受けて DGB は29日にスト決議の棚上げを決定、同法案は早くも2月2日に連邦参議院に提出され、14日には連邦議会に送付された。その後労働・経済政策合同委員会での対案提出など紛糾しつつも、4月10日に可決成立した<sup>34)</sup>。賛成—— CDU / CSU · SPD · 中央党、反対—— FDP · DP · BP など、保留—— 共産党。共産党は労働組合が被用者代表監査役の提案権を持つことに不満を抱いて保留とした。共産党を支持する組合指導者はいまやほとんどいかなかったが、共産党の影響下にある経営協議会は依然として存在していたからである<sup>35)</sup>。逆に、これは CDU / CSU が組合に強力な権利

31) *Ibid.*, S. 84-86.

32) この要結に対する使用者団体 BDA の反発は、*Der Arbeitgeber*, vom 15. Februar 1951, S. 19 に。

33) 激しくこの交渉を批判してきた FDP のブリュッヒャーもこの時点ではあえて抵抗しなかった。*Thum, op. cit.*, S. 86.

34) モンタン共同決定法案は理由説明書が添付されていないというきわめて異例なものだった。vgl. Entwurf eines Gesetzes über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in Unternehmen des Bergbaus sowie der Eisen und Stahl erzeugenden Industrie. *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, I, Wahlperiode 1949, Drucksache Nr. 1858. モンタン共同決定法は監査役会と労務担当取締役の規定のみからなる。したがってモンタン産業でも経営協議会の共同決定などの規定は、より一般的な経営体制法の制定を待たねばならなかった。また同法には持株会社もしくは親会社の規定がなく、モンタン産業再編とともにモンタン企業を所有する会社での共同決定権が問題化する。これは一応1956年のモンタン共同決定補充法の制定で決着するが、同法ではモンタン共同決定法に比べ被用者の権利が幾分弱められている。Vgl. Potthoff, *op. cit.*, S. 81-132. なおモンタン共同決定法成立と軌を接して4月12日に連合国高等弁務官府の協議によりモンタン産業の株式交換が決定、旧来の所有関係が復活した。

35) Vgl. F. Deppe, u. a., *Kritik der Mitbestimmung. Partnerschaft oder Klassenkampf?* 5. Aufl. Frankfurt / M 1979, S. 107-109.

を認めた理由の一つでもあった。

ここで鉄鋼業モデルとモンタン共同決定法の規定を比較しておこう。(1)労務担当取締役については同じ。ともに被用者代表監査役が提案権を持つ。(2)被用者代表監査役。従業員から2名(労働者代表と職員代表各1名)、労働組合から2名、公益から1名という構成は同じである。だが鉄鋼業モデルではDGBが全被用者代表の提案権を持っていたのに対し、モンタン共同決定法では5名中2名の提案権を経営協議会が有し、他3名を労働組合のトップ組織が提案する。(3)11番目の監査役問題。鉄鋼業モデルでは受託管理局が指名していたのに対し、法律では他の10名の多数決で選ぶ。誰も過半数の支持を得ない場合には調停委員会が設置される。

労働組合の権利は幾分弱められたものの、前述の争点とともに組合の要求通りになったことに示されるようにモンタン共同決定法は組合の主張をほぼ全面的に取り入れたものだった。だからDGBはこれを偉大な勝利として祝うことができたのである。アデナウアー政権に圧力を加えつつ協調関係を保つというDGB執行部の方針は成果を収め、彼らの威信は大いに高まった。だが、彼らが勝利の美酒に酔うことができたのはこの時だけだった。経営体制法の問題が残されていた。

### III

モンタン共同決定法成立後も、政治・社会状況は労働組合にとって有利には展開しなかった。西ドイツ経済の急速な復興はアデナウアー政権の基盤を強化し、エアハルト経済相の社会的市場経済論は大衆の支持を拡大しつつあった。他方、SPDやDGBが従来から唱えてきた計画経済化や基幹産業の社会化などの主張はしだいに魅力を失っていった。彼らがいかに反共産主義を強調し、「第三の道」を叫ぼうと、計画経済=共産主義という図式の方が大衆の心をとらえていた。

こうした状況のなか、1年半にわたる労働・経済政策合同委員会での審議が

終了し、1952年7月に経営体制法の法案が連邦議会に上程された。合同委員会での与党と SPD との対立はどこにあったのか、ここでは合同委員会の審議報告をもとにこの問題を検討してみよう<sup>36)</sup>。対立点は4つに大別できる。(1)企業外共同決定問題、(2)公共体を法の対象から除くべきか否か、(3)労働組合の企業内での権利をどの程度認めるか、(4)経営協議会の権利をどの程度認めるか、である。(1)(2)は法律の対象をめぐる争いである。(1)について、SPD は SPD 案で示したように企業外共同決定権も対象としようとしたが、与党はこれを拒否した。この点については与党間に意見対立はなく、SPD の主張は「企業外共同決定問題は経営体制法成立以後に審議すればよい」という論理で一蹴されてしまった<sup>37)</sup>。(2)については政府はすでに2月下旬公務員のみを対象とする公務員代表法の草案を決定しており、3月はじめに連邦参議院へ送付していた<sup>38)</sup>。したがって主に扱われたのは(3)(4)の問題だった。

労働組合の権利にかかわると考えられるのは次の点である。(イ)経営協議会の候補者を組合もたてることができるのか否か<sup>39)</sup>。(ロ)経営協議会員の解任を労働裁判所に請求する権利が組合にも与えられているのか<sup>40)</sup>。(ハ)従業員集会の召集を要求する権利を組合も持つべきなのか<sup>41)</sup>。(ニ)監査役の組合による指名を認めるのか。また被用者代表監査役は誰が選ぶのか<sup>42)</sup>。(ホ)企業外の人物も被用者代表監査役になりうるのか。これらのうちで法案に盛り込まれたのは(ロ)のみ(第23条第1項)で、他の SPD の要求は退けられた。(ニ)については SPD の主張が興味深い。本来 SPD の要求は労働組合のトップ組織による被用者代表の指名だが、妥協案として、被用者代表の選出は全従業員による直接投票によるの

36) *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, 1. Wahlperiode 1949, Drucksache Nr. 3585. Schriftlicher Bericht des Ausschusses für Arbeit (20. Ausschuß). 以後 Schriftlicher Bericht と略す。

37) *Ibid.*, S. 2.

38) 公務員を経営体制法の対象から除外し、特別法を作ることを DGB は1950年11月時点で知っていた。Schmidt, *op. cit.*, S. 207.

39) Schriftlicher Bericht, S. 5.

40) *Ibid.*, S. 6.

41) *Ibid.*, S. 8.

42) *Ibid.*, S. 16 f.

ではなく経営協議会が行なうべきだとしている。この妥協案には少しでも組合に近い監査役を選びたいという願望が見受けられないだろうか。なぜなら、一般従業員よりも経営協議会の方が組合の影響力を及ぼしやすいし、経営協議会員には組合活動家が多いと考えられるので組合の意向を代表しやすいと推測されるからである。(4)については与党間に対立があり、結局1952年2月に CDU/CSU と FDP の間で妥協が成立した。つまり、被用者代表のうち2名は従業員でなければならないことになった(第76条第2項)。

組合の権利について、与党の論理はいつも同じだった。つまり企業内の事項はあくまで使用者と従業員の問題であり、企業外組織——使用者団体と労働組合——はこれに介入すべきではないという主張である。組合が一定の発言権を持つのは経営協議会が正常に機能しえない時たとえば政治組織化したりストライキを試みた時に限られるべきだった。すなわち、企業内労使関係が協調的である限り、組合に出番はないのである。

最後に経営協議会の権利について見ておこう<sup>43)</sup>。社会的事項は与野党一致していた。争点は人事の事項と経済的事項だった。人事的事項の対立点は次の点にあった。(1)採用にさいし使用者は事前に経営協議会の同意を必要とするのか。それとも経営協議会に拒否権を認めつつも採用は使用者がなしうるのか。(2)応募者についての情報を使用者はどの程度経営協議会に与えねばならないのか。(3)経営協議会は採用や他の人事的変更への同意を特定の理由を示すことによつてのみ拒否しうるのか。それとも理由をあげる必要はないのか。(4)解雇のさいに狭義の共同決定権を経営協議会が持つべきなのか。以上のすべての点は与党の意見通りになった。経済的事項の最大の争点は経済委員会設置問題だった。与党が経済委員会設置を求めつつもこれに狭義の共同決定権を与えるのを拒否したのに対し、野党側はそうした経済委員会の設置自体を拒否した。理由は2つあった。(1)経済委員会には狭義の共同決定権が与えられねばならないこと、(2)経済委員会の設置は監査役会での労使同数構成との関連でのみ理解さるべき

43) *Ibid.*, S. 9-16.

ことである。そして野党はこれらの条件が満たされなかり経済委員会は無意味であるとし、この委員会に付与される予定の権利を経営協議会に与えるように提案した。ここでも野党の考えは顧慮されなかった。こうした事態にDGBはどう対応したのだろうか。

モンタン共同決定法成立以来、DGBは政府との協力関係の維持・強化につとめた。それがDGBの要求を実現する最良の方法だと考えられていたからである。DGBの立場に最も近いSPDは野党となり、SPDに頼っていたは彼らの要求は何一つ実現しそうになかった。また政治潮流の克服という統一組合の原則からいって、CDU/CSUとの協力関係の維持は不可欠だった。したがって、組織労働者の力の誇示つまりストライキ行使の圧力と政府との協力関係を巧みに使い分け、要求を少しでも実現していくことが執行部の方針となった。またモンタン共同決定法の成功はこの方針の正しさを証明したように思われていた<sup>44)</sup>。

DGBとアデナウアーの関係はきわめて良好だった。連立与党のFDP・DPやCDU/CSUの右派を抑え、モンタン共同決定法を成立に導いた立役者アデナウアーに対しDGBが期待をよせたのは当然だった。たとえ彼がモンタン共同決定法その他産業への拡大は決してありえないと繰り返し明言していたとしても、彼の実績は彼との協調によって要求の一部を実現しようとするDGBを楽観的にさせていたように思える。だが、アデナウアーにはもはや譲歩する気はなかった。モンタン共同決定法の化学産業・国鉄への拡大要求は無視され、その間にモンタン産業の新株交換が連合国高等弁務官府から告知されるなどDGBにとって状況はますます不利になってくる。こうしてDGB指導部内部でも執行部の方針に疑問が投げかけられはじめるのだが、それでもDGBはアデナウアーとの会談を1951年8月から11月末まで5回にわたって続ける<sup>45)</sup>。

44) 1951年4月には政府・企業団体・労働組合の三者会談が行なわれ、賃金物価委員会・輸出委員会が労使同数構成で設置された。Thum, *op. cit.*, S. 120-122.

45) これらの会談についてFDP党首ブリュッヒャーはアデナウアーを公然と批判、連立政権解消を示唆している。他方DGB連邦委員会では12月初めにシューマンプランとルール官庁での政

DGB がストライキを含む闘争手段の行使を決意するのはようやく翌年 5 月のことだった。すでに連邦議会の労働・経済政策合同委員会で経営体制法の審議も終わりに近づいていた。5 月12日、DGB は「DGB の同意しうる経営体制法制定のために必要とあらば労働組合の圧力手段を動員する」と宣言する<sup>46)</sup>。15日には西ドイツ各地でデモや警告ストが行なわれた。世論は組合に好意的ではなかった。さらに、27日から29日にかけての新聞ストによって全国の新聞が発行停止すると、マスコミの DGB 批判は激しさを増す。この新聞ストは労働組合の力を誇示することには成功した。だが、マスコミの強い反発はかえって DGB を窮地に追い込み、アデナウアー政府の立場を強めた。後にこの新聞ストは「政治スト」として違法とされたが<sup>47)</sup>、このストが西ドイツの西側陣営への統合を意味する二大条約調印<sup>48)</sup>の時期になされたことが世論の態度を一層硬化させる結果となった。アデナウアーはゼネストがドイツ条約阻止を叫ぶ共産主義者の主張と時期的に一致していると指摘し、DGB 委員長フェッテはその意図を否定するのに躍起になる<sup>49)</sup>。守勢に立たされた DGB はアデナウアーとの会談を条件に早くも 6 月に闘争を中断した。モンタン共同決定法の時と異なり、DGB のわずかな要求——経営体制法審議の延期——さえ受け入れられなかった。同法案は 7 月19日わずかな修正を加え、与党の賛成多数で成立した。CDU/CSU の使用者翼は 7 名の議員が保留したのみだった。使用者団体は両手を挙げて成立を祝し、DGB は深い敗北感を味わわねばならなかった。

モンタン共同決定法の制定は、この法律に盛り込まれた規定が他産業に拡大

---

、府との協力を再検討すべしとの動議が出された。これは否決されたが DGB 内の政府不信は強まりをみせ、経済政策小委員会での政府との協力を終了するという動議は可決された。政府との協調という執行部の方針は大きくゆらいでいた。Ibid., S. 126-132.

46) Schmidt, *op. cit.*, S. 208.

47) 久保敬治「ドイツ経営参加制度」, 昭和31年, 148ページ。

48) 5月26日, ドイツ条約調印。これは1954年10月23日バリ議定書で確認され, 1955年5月5日正午をもって英米仏による西ドイツの占領は終了した。5月27日, ヨーロッパ防衛共同体設立条約調印。参加国は西ドイツ・フランス・イタリア・ベネルックス三国。なお1954年8月フランス議会はこれを批准せず, 同条約は流産した。

49) Hirsch-Weber, *op. cit.*, S. 103 f.



しないということを暗黙のうちに前提としていた。だから DGB も同法に準じた経営体制法ができるとは思わなかっただろう。経営体制法の審議はモンタン共同決定法により中断したけれども放棄されたわけではなかった。つまり、モンタン共同決定法での組合の勝利は経営体制法での敗北を意味していた。DGB は「敗北」するとしても何らかの成果を得ようとして、アデナウアーと協調関係を維持した。だが、彼から何ら譲歩をえることはできなかった。スト戦術をとるのはこの全面的な敗北が明らかになってからである。ストは下部組合員に対して体面を保つためのものだったといえ言い過ぎになるだろう。

経営体制法をめぐる論争で DGB が敗北した背景には当時の政治状況がからんでいた。モンタン共同決定法成立の時期には西ドイツの西側陣営への統合が決定的な段階を迎えていた。シューマンプランと再軍備問題があった。伝統的な独仏対立関係を打破するためには、両国の国境地帯にある鉄鋼業と石炭業のヨーロッパレベルでの結合が必要だった。成立まもないアデナウアー政府はフランスのシューマン外相の提唱するモンタン産業のヨーロッパ共同管理機関設立計画——いわゆるシューマンプラン——の実現を、独仏和解およびそれによる西ドイツ主権の一刻も早い回復のために推進していた。他方、SPD は西ドイツが不利な条件にあることおよびそれが東西ドイツの統一をいっそう困難にするという理由からこれに反対していた。こうしたなかであって、DGB はシューマンプラン支持を打ち出していた。DGB の支持はアデナウアーには心強かったであろうし、SPD と DGB の関係にくさびを打ち込むうえからも望ましかっただろう。また、当時世論を二分していた再軍備問題についても SPD が強く反対していたのに対し、DGB はこれを容認する姿勢を示していた。つまり、アデナウアーは彼の政策を進める上で DGB の支持を期待できた<sup>50)</sup>。当時まだ政権の基盤は強くなく、DGB を敵に回すことは CDU 被用者翼の離反を招かないとも限らなかった。こうした状況にあったからこそ、FDP・DP の反発を

50) Vgl. A. Baring, *Im Anfang war Adenauer. Die Entstehung der Kanzlerdemokratie*. 2. Aufl., München 1982, S. 326-347.

受けつつもアデナウアーはモンタン共同決定法を認めたのである。FDP・DPとしても連立解消は容易にはできない。もしCDU/CSUがSPDとでも連立しようものなら彼らの主張は完全に無視されるにちがいない。アデナウアーのDGBへの対応に不満をいっていたとしてもよほどのことがない限り連立解消は考えられまい。「モンタン共同決定法が他産業へは決して拡大されない」という彼の繰り返された発言はFDP・DPに連立解消を思いとどまらせるのに十分だっただろう。

一年半後、こうした状況はすでになかった。政府への国民の支持は強まり、SPDの力は相対的に弱まりつつあった<sup>51)</sup>。今度はFDP・DPそしてCDU/CSU右派との約束が果されねばならなかった。ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の成立以後、アデナウアー政府はDGBの支持を必ずしも必要とはしなかったのである。

## お わ り に

労働組合はモンタン共同決定法によって、監査役会での労使同数構成と被用者代表の組合による提案権を獲得し、さらには労務担当取締役を被用者代表監査役が選ぶようになった。組合にとって画期的な成果だった。しかし、子細に見ていくとそれはイギリスの直接管理下にあったルール鉄鋼業で実践されていたものの法制化にほかならない。なるほど、適用範囲は石炭業まで拡大された。だが組合の権利は幾分弱められたし、石炭業の場合社会化が実現しないことに対する代償という性格を持っていた。当初社会化されるはずだったルール地域のモンタン産業は旧会社株式の新会社株式との交換という形で旧所有者の手に帰した。また、モンタン共同決定法の化学産業への拡大適用という化学労組の要求をDGB指導部が拒否したことに示されるように、この共同決定法がまさに「モンタン」共同決定法である点に1952年経営体制法での組合の敗北はす

51) これをはっきりと示したのが1953年9月の第2回連邦議会選挙である。群小政党の多くが議席を失う一方、CDU/CSUは104議席増の243議席をえて連邦議会の過半数を制した。SPDも議席を増やしたものの152議席にとどまり二大政党の差は大幅に開いた。

に見通せるものであったといえよう。経営体制法成立後 DGB 委員長フェッテが再選されなかったことは明らかに組合内の執行部に対する不満の高まりを示している。しかし彼を破って委員長になったフライタークも従来の路線を大きく逸脱することはなかった。確かに DGB 内部には CDU / CSU への批判が強まり、第 2 回連邦議会選挙で DGB は公然と SPD を支持する。だがこれは DGB 内の CDU / CSU 系被用者の反発を呼び起こし、統一組合分裂の危機に至るのである。

経営体制法は監査役会構成や経営協議会の権利などの点では旧来の法律よりも被用者の権利を拡大している。しかし組合の権利はほぼ全面的に否定されている。この点では同法は戦後各州で制定された経営協議会法より後退しており、1920年経営協議会法の水準に回帰している。もちろん、この法律で組合の企業内活動がすべて阻止されたわけではない。職場委員を通じての組合運動の活性化は不可能ではない。だが、同法が組合運動が後に大いに悩むことになる「企業内に足場を持たない組合」という事態に少なからず影響を与えたのも事実だろう。第二次大戦後激しく戦わされた共同決定論争はモンタン産業とそれ以外の産業での共同決定権の大幅な相違という緊張要因をはらみつつも、1952年に一応の帰結を見出したのである。

(1986年1月8日稿)